

合併協議会だより

平成18年2月1日「ときがわ町」が誕生します

- ときがわ町誕生までの歩み -

- 平成 17 年 3 月 5 日 合併協定書調印式
- 平成 17 年 3 月 8 日 2村議会による合併関連議案可決
- 平成 17 年 3 月 23 日 埼玉県知事へ廃置分合申請書を提出
- 平成 17 年 7 月 8 日 埼玉県議会による廃置分合(合併)の議決
- 平成 17 年 7 月 22 日 埼玉県知事による廃置分合(合併)の決定、総務大臣へ届出
- 平成 17 年 8 月 24 日 総務大臣による廃置分合(合併)の官報告示

総務省告示第九百七十七号

町村の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七条第一項の規定により、比企郡都幾川村及び同郡玉川村を廃し、その区域をもって同郡ときがわ町を設置する旨、埼玉県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成十八年二月一日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年八月二十四日

総務大臣臨時代理

国務大臣 細田 博之

平成18年2月1日から住所が変わります

新しい住所は次のようになります。

比企郡都幾川村大字 番地 比企郡ときがわ町大字 番地

比企郡玉川村大字 番地 比企郡ときがわ町大字 番地

住民の皆さんへお願い

表札や事業所の看板等の変更について

住所の変更に伴う事業所の看板や帳票類、住所のゴム印、各家庭の表札などを作り替える場合の費用は各自でご負担いただくことになります。

住民の皆様には多大なご負担をお願いすることになりますが、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

住所が変わることによる変更手続等について

住民票などの取扱いは、次のようになります。

住所変更等の手続を必要とするものもありますので、それぞれ手続をお願いします。

住民票、戸籍、印鑑登録証について

自動的に修正されます。

国民健康保険証、国民年金について

自動的に修正されます。

郵便番号について

今回の合併に伴って郵便番号の変更はありません。

郵便物については、合併後も旧(現在の)住所表記でも届かなくなることはありません。

電話番号について

今回の合併に伴って電話番号の変更はありません。

自動車運転免許証等について

免許証、各種許可証の本籍・住所は更新時にあわせて変更してください。更新時以外に変更を希望される場合は、警察署又は運転免許センターで手続を行ってください。

パスポートについて

パスポート最終ページの「所持人記入欄」の住所はご自身で訂正できます。ただし、それ以外のページに書き込みをするとパスポートが無効となりますのでご注意ください。

非課税貯金について

合併後、速やかに手続が必要となりますので、最寄りの郵便局で手続を行ってください。

手続に必要なものは次のとおりです。

本人を確認する書類(新住所が掲載されているもの)

貯金証書・通帳

印鑑(届出印)

郵便局備付の異動届

車庫証明の取得について

今回の合併に伴って車庫証明の取得の必要はありません。ただし、定められた法律の改正が行われた場合には必要となる場合があります。

勤務先への届出

合併後、それぞれの勤務先にお問い合わせください。

発行 都幾川村・玉川村合併協議会事務局

〒355 - 0396 比企郡都幾川村大字桃木32番地

TEL 090 - 4374 - 5165

090 - 8645 - 4361

ホームページ <http://www.tokitama.jp>